

○埴町こども医療費助成に関する規則

(平成 16 年 2 月 27 日規則第 2 号)

改正 平成 18 年 9 月 28 日規則第 18 号 平成 21 年 3 月 12 日規則第 2 号(題名改正)

平成 24 年 10 月 1 日規則第 15 号

(目的)

第 1 条 この規則は、こどもの医療費の一部を助成することにより、こどもの疾病の早期発見及び早期治療を促進するとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、もって子どもを安心して産み育てる環境づくりの一助とすることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において「こども」とは、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。ただし、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による被保護世帯に属する者は含まないものとする。

2 この規則において「保護者」とは、こどもを監護する父若しくは母(父母がいないか又は父母が監護しない場合は、当該こどもの父母以外の者でそのこどもの養育にあたる者)をいう。ただし、当該こどもを父及び母が監護するときは、当該父または母のうち、主として当該こどもの生計を維持するものをいう。

3 この規則において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
- (2) 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)
- (3) 日本私立学校振興・共済事業団法(平成 9 年法律第 48 号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)
- (5) 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)
- (6) 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)

4 この規則において「保険給付」とは、社会保険各法に規定する療養の給付、療養費及び家族療養費をいう。

5 この規則において「一部負担金」とは社会保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額及び母子保健法等法令の規定により公費負担医療の給付がされた場合(育成医療、養育医療等)に徴収される費用の額をいう。

(助成対象者)

第 3 条 この規則において医療費の助成の対象となる者は、埴町に住所を有するこどもの保護者とする。

(助成)

第 4 条 町長は、こどもの疾病又は負傷について、社会保険各法の規定による医療の給付を受けた場合に支払った一部負担金の額を限度として助成するものとする。(健康保険組合等で行っている附加給付がある場合には、当該附加給付の額を控除するものとする)

る。)ただし、当該疾病、負傷について他の法律の公費負担がある場合は、この限りではない。

2 医療費の助成は、助成する額を助成対象者または保険医療機関等に支払うことによつて行ふ。

3 こどもについて、埴町国民健康保険条例第5条の規定により一部負担金の額を免じている国民健康保険の被保険者については、この規則による医療費の助成をしたものとみなす。

(受給資格の登録)

第5条 医療費の助成を受けようとする保護者(前条第3項の該当者を除く。)は、こども医療費受給資格登録申請書(様式第1号)を提出し、こども医療費受給資格の登録を受けなければならない。

(受給資格証の交付)

第6条 町長は、前条の規定により登録された保護者にこども医療費受給資格証(様式第2号)を交付する。

(受給資格証の提示)

第7条 前条により受給資格証の交付を受けたこどもが保険医療機関等において医療を受けるときは、保護者(以下「受給資格者」という。)は保険医療機関等に受給資格証を提示しなければならない。

(助成の請求等)

第8条 第4条第1項の規定により保険医療機関等が支払を受けようとするときはこども医療費請求書(様式第6号)にこども医療費 [連記式] 明細書(様式第6号の2)を添えて町長に提出しなければならない。

2 受給資格者が助成を受けようとするときは、保険医療機関等から保険診療の証明を受けたこども医療費助成申請書(様式第3号)により町長に提出しなければならない。ただし、請求の明細が記載された領収書の写しを添付することにより、保険医療機関等の証明を省略することができる。

(助成の決定及び交付)

第9条 町長は、前条の規定による請求等があったときは、その内容を審査し当該請求等に係る助成額を決定して請求者等に通知し、助成金を交付するものとする。

(届出義務)

第10条 受給資格者は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、こども医療費受給資格内容変更届(様式第4号)により町長に届出なければならない。

(1) 保護者及びこどもの双方又はいずれか一方の氏名又は住所

(2) 加入している保険種別

2 受給資格者は、受給資格を喪失したときはすみやかに受給資格証を町長に返還しなければならない。

(再交付の申請)

第 11 条 受給資格者は、受給資格証を亡失又はき損したときは、こども医療費受給資格証再交付申請書(様式第 5 号)により、町長に再交付の申請をするものとする。

(譲渡等の禁止)

第 12 条 この規則に基づく助成を受ける権利は、他に譲渡し又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第 13 条 受給資格者が、虚偽その他不正な行為により助成を受けたときは、町長は当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第 14 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 施行日前の乳幼児及び妊産婦の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 埴町乳幼児及び妊産婦医療費助成に関する規則(平成 6 年埴町規則第 11 号)は廃止する。

附 則(平成 18 年 9 月 28 日規則第 18 号)

- 1 この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年 9 月 30 日以前の乳幼児医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 3 月 12 日規則第 2 号)

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 施行日前の乳幼児医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 10 月 1 日規則第 15 号)

この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

こども医療費受給資格登録申請書
[別紙参照]

様式第 2 号(第 6 条関係)

こども医療費受給資格証
[別紙参照]

様式第3号(第8条関係)

こども医療費助成申請書
[別紙参照]

様式第4号(第10条関係)

こども医療費受給資格内容変更届
[別紙参照]

様式第5号(第11条関係)

こども医療費受給資格証再交付申請書
[別紙参照]

様式第6号(第8条関係)

こども医療費請求書
[別紙参照]

様式第6号の2(第8条関係)

こども医療費[連記式]明細書
[別紙参照]